

## 第3回 浦安市障がい者福祉計画策定委員会 議事録

1. 開催日時 令和2年10月8日(木) 13:30～15:40

2. 開催場所 市役所4階S2～4会議室

### 3. 出席者

委員長：和洋女子大学

副委員長：浦安手をつなぐ親の会

委員：千葉商科大学、浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」、浦安市自閉症協会、浦安市身体障害者福祉会、浦安市聴覚障害者協会、浦安市社会福祉協議会、千葉県弁護士会京葉支部、千葉縣市川健康福祉センター、株式会社オリエンタルランド、基幹相談支援センター、障がい者就労支援センター、障がい者福祉センター、ソーシャルサポートセンター、NPO法人千楽、社会福祉法人なゆた、NPO法人発達わんぱく会、社会福祉法人佑啓会、介護給付費等の支給に関する審査会、千葉県立市川特別支援学校、こども発達センター、教育研究センター、福祉部長

### 4. 議題

(1) 計画の体系について

(2) 障害福祉計画(第2編)について

### 5. 資料

議題1資料 浦安市障がい者福祉計画(案)(計画期間R3～R5年度)の概要

議題1資料 浦安市障がい者福祉計画(案)(第1編 障がい者計画)施策体系の新旧対照表

議題2資料 成果目標

## 6. 議事

事務局：ただいまより、第3回浦安市障がい者福祉計画策定委員会を開催いたします。開催にあたり、事務局より委員の皆さんにお願いしたい事項がございます。

議事の記録及び会議を円滑に進めるためにも、ご発言の際は、挙手をいただき、委員長の「〇〇委員お願いします」の発言のあとに、団体名と氏名を述べていただき、その後、発言をお願いいたします。

当委員会におきましては、聴覚障がいのある方、視覚障がいのある方が委員として参加されております。ご発言の際は、ゆっくりお話しくさるようをお願いいたします。進行が速いようでしたら、恐れ入りますが、手話通訳の方より挙手をお願いいたします。

それでは、これからの議事進行は委員長にお任せいたします。よろしくをお願いいたします。

委員長：皆さん、こんにちは。急に寒くなりまして、体調の方、くれぐれもご自愛ください。

それでは改めまして、計画策定委員会を始めさせていただきます。早速ですが、議題に沿って議題「(1) 計画の体系について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：お手元の参考資料「浦安市障がい者福祉計画（案）の概要」と資料1「浦安市障がい者福祉計画（案）（第1編障がい者計画）施策体系の新旧対照表」の両方をご覧ください。基本的には概要に基づいて説明します。「浦安市障がい者福祉計画」は、前回の会議でも説明したとおり、第1編、第2編の2編構成で策定していくわけですが、事務局案として第1編の障害者基本法に基づく障がい者計画の施策体系を作成し、本日皆様に配付したものです。いろいろとご意見いただきたいと思います。

まず、概要の資料「1 理解と交流の促進」ですが、現状と課題は前回の会議で説明したとおり、国で障害者差別解消法が施行されて、市でその法令に基づき、推進条例とそれに付随して、障がい者の差別と虐待を一体的に受け付ける障がい者権利擁護センターを設置したということです。しかしながらアンケート調査の結果からすると、実際に過去3年間に差別の経験が「ある」と回答された方は21%で、その課題としては、権利擁護センターは設置しているわけですが、障がいの理解を効果的に深めていく取り組みが必要ではないかということです。また、障がいのある方が、地域で気軽に参加できる機会を確保していくことも必要であると事務局では考えております。それを踏まえて右側の主な施策の展開内容としては、まず、障がいの有無に関わらず、市民の皆が相互理解を深めていくことが重要であると考え、「(1) 相互理解の推進」で、こころのバリアフリーの推進、市では手話言語条例を独自に制定しており、その手話言語の理解及び普及啓発、それと研修の充実です。これは市民や学校現場における福祉教育などもここに入ってくるわけですが、そうしたものを充実させていく必要があると考えております。

次に、当然行政だけではなく、市民による障がいのある方の理解を深める活動を推進していくことが必要ではないかと考え、「(2) 担い手となる市民による支援活動の推進」としています。こちらは、例えば市民活動の支援であるとか、ボランティア活動の推進といったことを、施策の展開内容で書いていきたいと考えています。

「(3) 交流機会の推進」です。地域で支え合う活動の推進と「障がい者アンケート調査の結果」からも、学校における福祉人材教育の充実等へのご意見もあることから、学校現場での障がいの有無の方の交流機会の推進なども必要ではないかと考えています。

最後の「(4) 差別の解消・権利擁護の推進」は、差別のないやさしいまちを浦安市としてつくっていかうと考えています。また、虐待については当然、権利擁護センターが主になるわけですが、虐待の未然防止と早期発見、それと成年後見制度などの権利擁護の推進も図る必要があると考えております。最後、なかなか意思を表出にくい方の意思を尊重する形成、意思決定の支援などもサポートしながら、その方が希望する福祉サービスが使えたり、希望する生活が送れたりするような、総合的な支援が必要であると考えているところです。

次、「2 地域生活支援の充実」です。現状としては、世帯人員が減少して、高齢化人口が浦安市においても年々増加しているということで、平成 22 年から 27 年にかけて約 34.6%、高齢者人口の増加がみられます。中段の「障がい者アンケート調査結果」をご覧ください。年々高齢者の増加に伴って、障がい者の方も増加している中、介護者も 65 歳以上の方が 40.3%ということです。相談相手も「いない」と答えられた方が 11.7%となっております。こうした内容を踏まえ、今後の浦安市としての課題ですが、介護者の高齢化が一層進むことから、福祉サービスの充実が求められてきます。当然、それに付随して福祉サービスを利用される方も今後増えていくであろうという中で、現状、浦安市では計画相談、サービスを使うための計画を作れる事業者が不足しております。従ってこの量の確保なども今後必要になってくると考えております。そうした状況を踏まえ、主な施策の「(1) 地域の相談支援体制の充実」では、相談支援体制の強化と包括的な支援体制の充実、専門的な相談支援体制の充実と連携の強化があげられています。その専門的な相談支援体制ですが、市で委託している基幹相談支援センターにおいて、例えば困難事例の対応や市内の計画相談支援事業所、一般相談支援事業所のバックアップなどの実施を考えているところです。

「(2) 在宅福祉サービスの充実」は、居宅介護サービス等について今後充実を図っていくということです。「③利用者の経済的負担軽減とサービスの利用促進」ですが、浦安市では総合上限を設定しており、ある限度額以上の負担は求めないということも現在施策として行っていますので、そうした制度を引き続き使いながらサービスの利用を促進していくということも考えております。

「(3) 福祉用具利用支援の充実」は、現状行っているものですが、補装具と日常生活用具を給付していき、障がいのある方の実状にあわせた用具を引き続き給付していくものです。

「(4) 日中活動の場の充実」は、福祉的就労の場の充実と創作活動・生産活動の場の充実をあげています。福祉的就労の場の充実は、特別支援学校の卒業生の支援の場であるとか、障がいのある方の自立という視点で考えれば、今後、就労の場は必要不可欠なものであるということもあって、こうした就労の場を充実していきたいと考えております。

「(5) 多様な住まいの場の確保」の「①地域生活支援拠点の充実」ですが、今年の11月に東野地区に地域生活支援拠点の機能を有するグループホームと短期入所を整備していくわけですが、こちらは緊急対応とか体験の受け入れとか、そのような形で、より一層地域生活を推進していくための施設になりますので、今後機能強化を図っていききたいと考えています。「②グループホームの拡充」も障がいのある方の地域生活を支える大事な1つのサービスであるため、こちらにも計画的に進めていききたいと考えております。それと実施計画にも位置付けておまして、今のグループホームは計画的に整備しているわけですが、例えば重度の障がいのある方とか、場合によっては身体に障がいのある方とか、なかなかマッチしない、利用しにくいというご意見も複数いただいておりますので、障がい特性にあわせた形のグループホームの整備検討を進めていききたいと考えています。「③入居支援の充実」は障がいのある方は住まいを考える時に、グループホームだけではなく、例えば精神に障がいのある方などは一人で生活していききたいというご意向のある方も多くいらっしゃるから、例えば、住宅セーフティネットなどを今後、構築しながら一人暮らしもできる入居支援体制なども進めていききたいと考えております。「④入居施設の運営支援」は南台五光福祉協会に5市（市川/松戸/習志野/鎌ヶ谷/浦安）で負担金を出して、運用していただいております、引き続き行っていくことを考えております。

「(6) 情報アクセシビリティ等の向上」は、例えば聴覚に障がいのある方がコミュニケーション手段の選択の確保ができるよう、今後取り組んでいくといった内容を考えております。

「(7) 福祉人材確保・育成支援」は、福祉の人材不足問題を進めていくという内容を考えております。

2枚目、「3 保健・医療の充実」です。現状としては、平成30年10月にギャンブル等依存症対策基本法が施行された中で、現在障がいのある方が悩んでいることは、健康・病気・治療のことと回答される方が3割台、充実してほしいことは、保健・医療サービスの充実という回答が20.0%いらっしゃったということです。課題としては、現行計画にも書いてあるのですが、引き続き疾病の予防や治療の充実であるとか、今回、国の基本指針でも出されたとおり、医療的ケアを必要とされる方が安心して地域で生活することができる体制づくりも今後必要であると考えております。

そうした課題を踏まえて、障がいの原因となる疾病の予防と障がいの早期発見を行うということで「(2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化」を図っていききたいと考えております。この項目は現行計画に変更したところと、一部追加した部分があって、例えば「③精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」は、現行計画に追加した内容です。それと「⑤アルコール及び薬物、ギャンブル等の依存症対策の推進」も、現行計画に追加した内容で、今後計画に位置付けていききたいと考えています。

「4 子どもへの支援の充実」もアンケート調査結果によりますと、通園・通学・通所先で困っていることは、能力や障がいに合った支援が不十分であるということ、学齢期に必要なと思う支援は、障がいの特性に応じた療育・学習支援といったご意

見をいただいています。課題としては、発達段階に応じた支援が求められていること、子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育が求められていることを認識しているところです。

これを受けて「(1) 就学前療育・教育の充実」で、「①療育支援体制の充実」は、現在こども発達センターが中心となって行っているのですが、今後も引き続き充実していくといった内容を考えております。

「(2) 就学後療育・教育の充実」は学校現場だけではなく、学校内において、個に応じた適切で多様な学びの場の充実とか、特別支援教育の充実、教職員の資質の向上などをこの中で書いていきたいと考えております。また、「⑧発達が気になる児童等の支援」は、市の方で業務を一部委託している青少年発達サポートセンター、要は発達障がいのある方の相談機関として業務委託しているわけですが、その機能の充実なども図っていきたいと考えています。

「(3) 就学・進学相談の充実」も、もちろん障がいのある方の進路選択を支援する内容を書いていきたいということです。

「(4) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実」は、現行計画と同じ内容にはなるのですが、「③医療的ケアが必要な児童への支援体制の推進」ということで、現行計画に新たに追記する形で、ケアが必要な児童への支援体制を主として推進していくといった内容を書いていきたいと考えています。

次に「5 雇用・就労支援の推進」です。現状、国が定めている法定雇用率は、市・地方公共団体で2.5%以上、民間企業で2.2%以上障がいのある方を雇用しなければならないという中で、アンケート調査結果によると、働きたくても働けないという方が36.4%、現状としていらっしゃる。あと、働くために何が必要かということをお尋ねしたところ、障がいにあった仕事、つまり配慮をしてもらいながら、仕事ができる環境が必要だという方が約20%いらっしゃるということです。その課題としては、勤務先において、障がいのある方の理解が不足していることや、障がいがあることによって、働きたくても働けない環境下にあるといったことを主とした課題認識として持っています。

こうした状況を踏まえ、「(1) 就労支援体制の充実と障がい者雇用の促進」は、今の就労支援事業所も含めて、連携強化を図りながら障がいのある方の雇いを推進していくということ、あわせて障がい者雇用の促進ということで、市では就労支援センターにおいて就労支援に関する相談業務などを委託しております、その機能強化と市内福祉事業所との連携強化などを図っていきたいということを、書いていこうと考えています。

「(2) 福祉的就労の促進」は、市内の福祉的就労支援施設に対して、充実を図っていききたいという内容を書いていきたいと考えています。

3枚目、「6 生活環境の整備」、アンケート調査結果をご覧くださいと、外出の頻度が「ほぼ毎日」と回答された方は46.9%、主な交通手段は「徒歩」の方が最も多いのですが、比較的バスや公共の交通機関を利用していらっしゃる方が、約3割強ということです。あと、災害時の不安として、「水や食料が入手できるか」と回答された方が40.2%、「避難所において他人と過ごす」ことが不安だと回答された方が

32.6%いらっしゃる。これを受けて、市の課題としては、コロナ禍における防災対策が求められるということ、それと災害時における要配慮者への防災体制が必要であるということ、それと、公共交通機関を含め、バリアフリー化が必要であるといったことを考えています。

これらを踏まえて次期計画でも「(1)安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化」ということで、災害時要配慮者への支援であるとか、福祉避難所の機能強化、防災意識の向上等を書いていきたいと考えています。

「(2)安全・安心に暮らすことができる防犯体制の強化」ということで、こちらは実際、詐欺などいろいろあるわけですが、防犯力の強化、安全で安心できる消費生活の実現ということを書いていきたいと考えています。

「(3)歩行空間・公共施設等のバリアフリーの推進」は、ハード面の話になります。道路環境であるとか、公共施設であるとか、公共交通網などを充実していきたいと考えております。

最後、「7 自立と社会参加の促進」になります。アンケート調査結果を見ると、文化芸術活動に実際に参加されているかということでは、「していない」と回答された方が54.9%いらっしゃるということです。また、今後やってみたい活動は「文化・芸術」や「スポーツ・レクリエーション」をあげた方が約2割という現状があります。それを受けての課題は、障がいのある方が気軽に余暇活動に参加できる活動の場であるとか、どの活動に参加していいのかわからないという、要は情報がないということも課題認識しておりますので、その周知・啓発なども図る必要があるということです。

これを受けて、「(1)こころ豊かに過ごすことのできる余暇活動の推進」で、文化・スポーツ・芸術活動の充実などを図っていきたいということ。

「(2)自主的活動の促進」ということで、実際、障がい者団体の方にいろいろ活動していただいているのですが、団体活動への支援・育成であるとか、また障がいのある方が意見を発信できる機会の確保などにも努めていきたいと考えております。

駆け足で恐縮ですが、説明は以上となります。

委員長：それでは今の説明で、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

千葉商科大学：簡単に4点、確認させてください。

1つ目、1ページの主な施策、「(2)担い手となる市民による支援活動の推進」ですが、内容には何ら問題はなく、むしろ、より評価、推進していくべきだろうと思います。その内容の「③ボランティア活動の推進」も表現としては何の問題もない、ただ、全体の説明の後半で、「コロナ禍」という文言が入っていました。そうすると、このボランティア活動の推進でも、コロナ禍における感染予防ということが大事になってきます。つきましては、今後具体的な内容を詰めていくと思われそうですが、ぜひ「③ボランティア活動の推進」は、厚生労働省からも感染防止のマニュアル的なものが出ておりますし、おそらく浦安市にもそれはあると思われしますので、ぜひここは添付資料という形で、市民の方々にわかりやすく、地域等、支援をされている方のつながりが現在かなり分断されているため、ボランティア活動の推進という形で強化するのであれば、支援をする方々が安心して活動できるマニュアル的

なものも、ぜひ添付していただきたいと思います。

2つ目、こちらもし情報をお持ちでしたら、お聞かせいただきたいのですが、この考え方として1ページ目、「2 地域生活支援の充実」の「(4) 日中活動の場の充実 - ①福祉的就労の場の充実」、これも当然のことですが、顧みますと、現在一般的就労についても、失業者は把握できているだけで10万人を超えているだろうということです。そうだとすれば、私もこれは抑えきれていないのですが、福祉的就労の現場におけるダメージを、現在どの程度把握されているのか、もしそれがある程度、大変厳しい状況とするならば、単に「場の充実」にとどめず、把握されていることに対してできる手は打っていくべきだろうと思います。その辺りも追加で少しコメントをいただきたいと感じました。

3つ目は2ページ、ここはご検討いただきたいと思ったところで、「3 保健・医療の充実」と「4 子どもへの支援の充実」は、内容的にかなり大事な部分で、それぞれクロスした内容が散見されます。具体的に言うと、「3 保健・医療の充実」の課題の真ん中の辺り、「医療的ケアを必要とする方も安心して地域で生活することができる体制づくりが求められている」とあり、絶対的に必要などころではあるのですが、その課題に対して、右側の主な施策の展開内容を見ると、医療的ケアを必要とする方への対応の記載がほとんどない。ところがこれに関しては、「4 子どもへの支援の充実 - (1) 就学前療育・教育の充実 - ③園における支援体制の充実」、それと「(4) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実」の「③医療的ケアが必要な児童への支援体制の推進」ということで、「3」番と「4」番は非常に大事な部分がオーバーラップしているのです。表現が左にあるが右側になくて、左にあった具体的なコメントが右下にということが散見されると思いましたので、ここはもう少し整理された方がよいと思います。

最後4番目、3ページ目、「6 生活環境の整備」の課題のところ、最初申し上げたとおり、ここは防災対策として「コロナ禍における」という表現が明確にされています。右側の施策の展開内容のところ、「①災害時要配慮者の支援体制の充実」について「書いていきたい」と表現されていました。現状、皆様方のお仕事を進めていく流れ、プロセスからすると、これから具体的に書いていかれるというのはわかるのですが、ただ、現状で支援が必要とされる方々の福祉避難所での生活、あるいは移動支援は待ったなしの状況だと私は思います。そうした中で、「これから書いていく」ということになると、いつ頃、具体的に本当に支援がなされて、不安を持っている方の目の前に届くのか、それがかなり先のことだとするならば、せめてこの部分はある程度、特にここは即、支援体制、あるいは福祉避難所の機能の見直しを進めていくなど、具体的に前持って提示ができるとうよいと思いました。

委員長：ありがとうございます。多岐にわたったご質問でしたが、お答えできるところはお願いします。

事務局：まず1点目の「ボランティア活動の推進」で、千葉商科大学がおっしゃられた国のマニュアルの件ですが、勉強不足で申し訳ありません。そこも確認しながら、この内容を計画に位置付けていきたいと考えています。

2点目の「日中活動の場の充実」の福祉就労の場、どのような影響があるかとい

うところですが、企業側では法定雇用率を達成するため、就労移行支援事業所などを利用しての方を積極的に雇用していただいているという現状があります。B型の事業所は、私の感覚的なものですが、重度の障がいのある方でも、生活介護ではなく、例えば就労継続支援B型で、仕事をしながら工賃をいただいて、自立して生活していきたいという方もいらっしゃいます。法定雇用率を達成するために、民間企業が障がいのある方を積極的に雇用したからと言って、福祉的就労のB型のニーズがなくなっているという感覚は、今のところありません。どちらかと言うと、重度の障がいがあっても、そういう方を支援するニーズが新たに出てきているという認識です。「3 保健・医療の充実」と「4 子どもへの支援の充実」の医療的ケアの部分ですが、千葉商科大学からご指摘いただいた内容で少し整理させていただきたいと思います。事務局で考えていたのは、「3 保健・医療の充実」の中の医療的ケアは、「(2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化－②保健・医療・福祉の連携体制の強化」で、医療的ケアが必要な方というのは、医療機関だけでもなく、保健だけでもなく、福祉だけでもない。各関係機関が連携を強化して、医療的ケアの必要な方を支援していくということを考えて、そこに入れるつもりだったのですが、確かにここでは医療的ケアの部分がなかなか見えてきません。ここは下の子どもへの支援の充実とあわせて整理させていただきたいと考えています。

最後の質問、「6 生活環境の整備」の「(1) 安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化」ですが、ここは私の表現がまずかったかもしれません。実際、福祉避難所等についても、もう協定を各市内の福祉サービス事業所と締結して、福祉避難所に必要な備品などを随時、備蓄しているところです。市としても、明日にでも起こるかもしれない災害を想定して、現状も動いていますし、今後も具体的な個別支援計画を踏まえて、進めていかないといけないと考えて、計画を書いていきたいと思っています。

委員長：今回、示されているのは、まだ途中段階のもので、11月に素案の第2弾が出て、こちらに向けて書いていきたいという趣旨ですね。ですから、おそらく今回皆様方からご意見をたくさんいただいて、それを反映する・しないはありますが、また11月に出てくるので、その時、議論すればよいと思います。ただ、個々の回答と言うよりは、幅広くご意見をもらえるとよいと思っているのですが、皆様方からご意見をもらえますか。

浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」：就労についてですが、障がい者別に大雑把に説明されていて、それはそれで結構なのですが、もう少し具体性をもったものにしていく必要があるのではないのでしょうか。例えば、就労でも障がい者別にウォッチしていると、視覚障がい者の就労は非常に困難なのです。この前、市役所における視覚障がい者の雇用がどれくらいなのか聞いたのですが、人事が公開しないと断言しているのです。これは、2001年の情報公開法に対する違反です。答えられないと平気で言うなんて、根本的に間違っています。

2番目に、市で雇用している障がい者の内訳、それぞれ知的障がい者が何人、身体障がい者が何人、聴覚障がい者が何人、視覚障がい者が何人と、そのように具体的に進めていかないとフェアな就労機会をつくることは進みません。もう少し具体的



に、障がい者別にウォッチしていくことを進めてほしいです。

委員長：全体的にまだ具体性が出てきていないということで、特にその際、障がい者別ごとの方策も意識して取り組んでほしいというご意見です。

事務局：身体障がいの一括りではなく、視覚障がいの方がどれくらい雇用されているのかとか、聴覚の方とか、それと知的障がいや精神障がいの方、なかなか雇用されていない障がいの種別の方というのも、今おっしゃられたような点も分析して、そういう方たちの雇用につながるよう、進めていかないといけないと考えています。表現は、今のご意見を参考にさせていただいて、持ち帰りで検討させてください。

委員長：その他、ご意見いかがでしょうか。

基幹相談支援センター：浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」がおっしゃるように、私も障がい種別によって、ニーズもかなり変わってくるのではないかと考えています。議題1資料の「2 地域生活支援の充実」の中で、特に医療的ケアが必要な通所の社会資源もないし、訪問系の活用できる資源もないということで、先般、相談支援の実務者会議で計画相談支援の皆と集まって、「障がい福祉サービス等の提供にかかるアンケート調査」をみながら、我々の現場感と擦り合わせました。その時に、現在最も資源がなくて困っていらっしゃる障がいのある方たちとすれば、医療的ケアが必要な方たちの支援が圧倒的に少ないということが現場からあがってきました。地域生活支援の充実の中には、ぜひ医療的ケアが必要な方たちの在宅サービスの充実ということに記載していただけるとよいと思いました。

それから、「2 地域生活支援の充実」－「(5) 多様な住まいの場の確保」ですが、これは事務局の説明の中にもありましたように、相談支援の現場としても、ミスマッチが起こっています。障がいの特性に応じてルームシェアのような形のグループホームは、暮らしにくいと言われる方であったり、性別もミスマッチであったりとか、家賃の高さで、実質的には社会資源がないものと同然になっていたりだとか、また、介助量の問題で、重度の方が暮らせるグループホームがないということが、各事業所の方からあげられておりました。グループホームの空き情報のリストが行政から相談支援事業所に流れてきて、例えば4つ空き部屋があるとなるのですが、4つ空き部屋があるということが、決してニーズがないということではなく、本当に必要な人とのミスマッチが起きているのだということを、あわせてお伝えしておきたいと思いました。

委員長：今、重要なセクションをやっていて、計画の方策に何を盛り込むかという話だと思ふのです。聞いていけば、細かな話は次々と出てくると思ふますので、ぜひ皆さん、後日メール等で事務局にお寄せいただいて、どのようなことを盛り込むべきかということを、事務局側にお伝えいただきたいと思ふます。ただ、どうしてもこの場で、これだけは伝えておきたいことがあればお伺いしたいと思ふます。確かに浦安市視覚障害者の会「トパーズクラブ」がおっしゃられたように、具体性がまだ出ていない段階のものが出てきているということで、ぜひ具体性を持たせていただきたいと思ふます。メール等でご意見の方、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議題2に入ります。(2) 障害福祉計画(第2編)について、事務局から説明いただきます。なお、第2編は、ページ数が多いことから、まず成果目標

の1ページ目から11ページ目の部分を事務局から説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局：議題2資料をご覧ください。第2編は、障害者総合支援法に規定する、障害福祉計画になります。今回は成果目標ということで設定しました。第6期の障害福祉計画を策定するにあたり、国の方から具体的な基本指針が示されていますので、その基本指針を実現するために市の考え方を書かせていただきました。その達成のための具体的な取り組みは、ページ下段に書いています。まず項目1「施設入所者の地域生活への移行」は、国の方では令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とすること、あわせて令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することが基本的な考え方です。市の考え方は、国の基本指針に基づき、まず地域移行者数です。浦安市では昨年度に総合計画を策定して、各施策を推進するために、実施計画というものを策定しております。その実施計画の中では、障がいのある方が、住み慣れた地域で生活するためのグループホームを整備するとともに、緊急的な対応ということで市外の入所施設の整備費を一部補助して、6床分整備することを計画として位置付けております。令和元年度末時点では54人でしたが、緊急対応としてプラス6名分加えた60名のうち、令和5年度末までに6%以上、つまり4人以上の方を地域生活に移行するよう支援していきたいと考えているところです。施設入所者数の削減は、同じく基準を60人として、令和5年度末までに1.6%なので、1人以上施設入所者を減らしていきたいと考えているところです。目標達成のための取り組みですが、令和2年11月に地域生活支援拠点が整備されますので、その機能の充実を図っていききたい、そのことによって、障がいのある方の地域移行を進めていきたいということ、障がいのある方の住まいの場を確保するために、引き続きグループホームを運営する事業者に対して、整備費の補助や運営に係る補助も積極的に行っていくということも考えております。重度障がいのある方についても、障がい特性にあわせたグループホームの整備が必要ではないかというご意見もいただいております。こちらも実施計画に位置付けているわけですが、重度障がいがあっても住み慣れた浦安市で生活できるよう、障がい特性に応じたグループホームの整備の促進を図っていききたいと考えております。

この項目最後の2ページ目です。先程ご意見いただいたとおり、集団の生活ではなく、一人暮らしをされたい方のための住宅セーフティネットも、庁内では検討が入っているのですが、その庁内検討を進め、構築に向けて取り組んでいきたいと考えています。

次、項目2「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」で、基本指針としては、いろいろな数値目標が書かれているわけですが、基本的には千葉県の方で、圏域の中で精神障がいのある方の地域移行を考えていくということもございますので、市としては現時点では、この数値目標化は考えておりません。但し、こういう精神障がいのある方の地域移行を図るためには、各地域によっては、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築が必要となります。その構築を図っていくために、具体的には医療・福祉・保健との連携強化であるとか、地域生活支援

拠点の多機能拠点と基幹相談支援センターとの連携強化であるとか、精神障がいのある方は集団の生活が肌に合わないというご意見も複数いただいておりますので、計画的にグループホームを整備するとともに、引き続き住宅セーフティネットなども構築しながら、精神障がいのある方の地域移行を進めていきたいと考えているところです。その具体的な活動指標としては4ページ目、ケアシステムを構築するための協議の場を、今後年1回以上、設置していきたいということ、それと参加者は、保健・医療・福祉のメンバーを集めた20名以上で実施していきたいということ、検証の場も年1回以上は必ず実施して検証を進めていくということを考えています。

項目3「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」ですが、国の基本指針では地域生活支援拠点について、令和5年度末までに1か所確保しなさいということ、その機能の充実を図るため、年1回以上検証をするよう指針があります。これを受けて、地域生活支援拠点は今年の11月にオープンする予定です。今後、基幹相談支援センターも含め、機能強化を図っていくということ、それと検証には、自立支援協議会を活用させていただき、そこで検証評価を今後していきたいと考えているところです。目標達成のための取り組みということで、同じ内容になるのですが、東野地区複合福祉施設内に整備された地域生活支援拠点の機能を有するグループホーム及びショートステイの多機能拠点と基幹相談支援センターが中心になって、障がいのある方の地域生活を支える仕組み、その機能強化を図っていくということ、それと自立支援協議会において、地域生活拠点の検証をしていきたいということを書いています。

次、項目4「福祉施設から一般就労への移行」です。国の基本指針では数値目標化している、例えば、一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍以上とすること、具体的には、就労移行支援を通じた移行者数を1.3倍以上にするといった、A型、B型もそれぞれ目標値が定められているということです。この内容を踏まえて、市の考え方としては、基本的には国の考え方にに基づき、令和元年度実績を基準として、国の基準に基づいて、それぞれ一般就労に向けて支援できる体制づくりを行ってきたいと考えております。このような目標を達成するための取り組みとしては7ページです。上から5段落目、千鳥地区にワークステーションという障がいのある方の就労支援を行う施設があるのですが、その中で障がいのある方の就労支援を行うということと、就労支援センターにおいては、市が業務委託をして就労支援の相談を行っている機関ではあるのですが、その中で相談と職場実習、企業側への職場の開拓などを行っています。また、障がいのある方が一般就労につながったとしても、なかなか続かないという方、企業側への理解の不足という側面もあるのですが、その方が継続的に仕事をできるような定着支援、あと離職者支援等を引き続き行えるように、就労支援センターの充実にも努めていくことを考えております。あわせて、市の商工観光課が行っているのですが、障がいのある方を雇用した場合の奨励金も、引き続き助成していきたいと考えております。最後の下の段で、重度の障がいがあっても就労や仕事をされたいという方が数多くいらっしゃるということを受けて、例えば、福祉的就労ではあるのですが、就労移行支援とか、就労継続支援などを利用される重度障がいのある方を支援した場合の補助金も、引き続き市の方でお出し

して重度障がいのある方も働ける環境づくりを行っていきたいと考えているところ  
です。

次、「項目5 障がい児支援の提供体制の整備等」です。こちらは国の考え方とし  
ては、令和5年度末までに、児童発達支援センターを市町村に1か所以上設置する  
ということと、保育所等訪問支援を実施することという内容です。それと、重症心  
身障がい児を支援する児童発達支援事業所等を少なくとも1か所以上整備するとい  
うこと、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等の連携と合わせて、医療的  
ケアが必要な児童に対するコーディネーターを配置しようという内容になっており  
ます。市の考え方としては、児童発達支援センターの設置、令和元年度では1か所  
ということで、これはこども発達センターになります。既に設置されている1か所  
を引き続き事業を行うということから、1か所ということで考えております。保育  
所等訪問支援は、現在こども発達センターと民間事業所の2か所で行ってござい  
まして、こちらを引き続き行っていくということを考えてございまして、あとでご意見を  
いただきたいと考えています。それと重症心身障がい児を支援するための事業所は、  
現在2か所で行っているわけですが、令和5年度では、こども発達センターも入っ  
てくるため、こども発達センターと民間の放課後等デイサービス事業所の2か所で、  
支援できる体制をつくっていきたいということです。協議の場合は当然設置していく  
ということと、コーディネーターは、まず市のあり方、コーディネーターの役割と  
かをもう少し検証して、令和5年度までに1人以上設置していきたいと考えている  
ところです。その目標達成のための取り組みとしては、9ページ目をご覧ください。  
3段落目、こども発達センターでは引き続きになるわけですが、個別療育や集  
団療育を行うとともに、保育所等訪問支援を行って療育支援の充実に努めていき  
たいということ、それと医療的ケアが必要な児童に対する、児童発達支援及び放課  
後等デイサービス、民間事業所も含めて一部喀痰吸引を行う事業所に対して補助等  
を行っているわけですが、その制度等も検証しながら効果的に実施できるように検  
討していきたいと考えています。それと下から2段落目、浦安市の場合、転入者が地  
域とのつながりがもちにくいという現状、なおかつ核家族化がかなり進んでいる  
という状況もあって、なかなかお母さん同士で不安を分かち合える場がないとい  
うこともあります。従って、国の基本指針にもありますように、ペアレントプロ  
グラムやペアレントトレーニング等の支援体制は、そのあり方等も含めて検討を  
していきたいと考えているところです。

次、項目6「相談支援体制の充実・強化等」ということで、各市町村、または圏  
域等において、専門的な相談支援体制の実施及び地域の相談支援体制の強化を  
実施する体制を確保することを基本とすることがあげられています。市の考え方とし  
ては、基幹相談支援センターは、市が委託しているわけですが、引き続き市の事  
業として実施しながら、その中で専門的な相談であるとか、各事業者の後方支  
援、住宅入居等支援を行うなどして、地域における相談支援体制の強化を図って  
いきたいと考えています。次に複合化・複雑化した課題、それと高齢・介護と障  
がいの制度が縦割りにあって、その制度と制度の狭間に落ちてしまう方への支  
援について、包括的な相談支援体制のあり方等を今後検討していきたいという  
ことです。目標達成

のための取り組みとしては、各関係機関と連携を図って、特に身体障がい者・知的障がい者相談員さん、当事者の方に相談をお願いして行っているのですが、まだそこも周知が進んでいないというところもありますので、そういう方も含めて地域の相談支援体制の充実に努めていきたいと考えています。

次、項目の最後になります。項目7「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築」で、都道府県や市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築するということが掲げられています。市の考え方としては、市の方では給付管理を行っており、その給付実績としてはサービスを使った時のお金の支払いの関係で、それが適正に運用されているかというのを検証し、場合によっては事業者の指導も行っていきたいと考えているところです。次に、市では移動支援や日中一時支援ということで、市町村事業を実施しているわけですが、こちらも定期的に集団指導や実地指導等を行いながら、サービスの質の向上に努めていきたいということです。その次の基幹相談支援センターも、自立支援協議会などを活用しながら、運用状況を検証していきたいと考えています。また、医療的ケアが必要な方に対しては、専門的な対応が行えるよう、今年11月にできる地域生活支援拠点の機能を有する多機能拠点において、専門的な対応を行えることができる体制の確保や、その中で人材の育成を行っていきたいと考えているところです。

委員長：それでは今の説明に、ご意見やご質問があればお願いします。

基幹相談支援センター：まず10ページの項目6「相談支援体制の充実・強化等」のところですが、目標達成のための取り組みに、委託の相談支援事業者さんもぜひ位置付けていただき、浦安市の相談支援体制の一端を担って、役割を明確化していくというのが、ひとつ必要かと思いました。

2つ目は地域移行ですが、地域生活支援拠点の大きな役割は施設から地域へという流れを強化していくということで、ここはぜひ成果をあげていかねばならない項目であると感じております。それは相談支援事業者としても、入所されている方の意思決定支援という観点からも、大切な要素であると思っています。地域移行を阻む大きな理由が、住まいの確保というところの困難性であると理解しているわけですが、前回の策定委員会の会議で、新規事業のご説明をしていただいた際に、重度障がい者のグループホームの整備事業と、障がい者入居施設開設支援事業の2つの説明があったかと記憶しておりまして、それぞれについている予算と言うのでしょうか、お金の面でもし教えていただければありがたいと思いました。グループホームは現場の皆さんからも、ぜひ様々な形態のさまざまな障がいのニーズにあわせたものを作って促進していきたい、そして一人暮らしというところもせっかく拠点もできるのだから地域で暮らすということを応援していきたいと思っているので、現場のニーズとしては、入所施設支援事業よりもグループホーム整備補助金の方に予算が多くついて、地域の皆がいきいき暮らせる状況になっていくとよいと思っております。今、数値がなければ次回でもよいのですが、教えていただきたいと思っております。

3つ目ですが、福祉サービスの確保で、訪問系サービスでこれも現場の皆さんからの声で、すでに行政の皆さんも問題意識をもっていただいている福祉人材の確保の件ですが、実際の障がいのある方たちの支援ニーズとマッチした成果をあげてい

くとするならば、目的を達成するところも少し焦点化していった方がよいと思っています。ご検討いただく上で必要だと思うので、現場のニーズをお伝えさせていただきますと、これは地域移行にも絡んでくるのですが、現場の皆さんからはヘルパー不足が深刻であるという声が多くあげられています。特に早朝や夕方時間帯、それから週末の支援、行動援護類型の方たちへの支援、同行援護、これらの支援の担い手が本当に足りなくて、当事者とご家族の方が非常に困っていらっしゃるという現実を何とかしなければならぬということが先般、実務者会議でも語られています。ぜひ目標達成の取り込みは、こうした会議において焦点化した議論ができるとうよいと思いました。

委員長：ぜひ今の内容もメールでお送りをお願いします。こちらはまだ修正する余地はあるのですか。

事務局：あくまでも案なので多くのご意見いただいて修正をかけていき、磨きをかけていきたいと思えます。

委員長：こちらも皆さん、説明があったようになり丸めた文章になっていて、具体性に欠けるといふところもあると思えます。おそらく見せ方の問題もいろいろあると思えますが、ご意見をお待ちしておりますので、よろしくをお願いします。確かに各市の計画を見ている、やはり具体性がないと心に入らないと言いか、ただ流し読みして終わりといったところがあると思うので、何に課題があつて、どうしたいのかというのがわかるような内容にしていく必要があると思えます。そこに沿ったご意見をお待ちしております。よろしくをお願いします。

浦安手をつなぐ親の会：施設入所をしている人が浦安市に帰ってきて、地域生活をするというのが国の考え方だと思うのですが、浦安市は施設がないので、浦安市以外に行くことになるわけです。その生活が長くなってくると、おいそれとは帰って来られない。私は5年以上前に市の担当者から、帰りませんかと言われたのです。東野ができるからと言うのですが、八千代市に行ってもう10数年です。そこで結局、その施設が自分の家ということで本人が納得しているわけです。それを連れてくるというのは、非常に困難な問題があると思えます。結局、やまぶき園ができたときも、子どもが落ち着くまでに1年かかったと言うのです。そういうこともありますので、成果目標の地域移行の希望者が例えば東野に1名でもいたのか、帰ってきたいという方がいたのかどうかということが1つ。それと、以前、概要の説明にもありました浦安市でグループホームを作るとき、大家さんの理解が非常に悪いと言いか、サテライトをつくった場合、非常に大家さんが冷たいと言いか、理解がないということがありました。すごくもめて、大変な苦勞をしたという事業者も聞いていますので、担い手、市民による活動の推進が必要であると思えます。精神障がいの方がアパートを借りるにしても、大家さんの理解度が無いと無理だと思うのですね。だからその点をしっかり行ってほしいと思えます。

委員長：東野の件は何かありますでしょうか。

事務局：現に施設入所されている方から東野のグループホームへ移りたいという希望があったかということですが、手元に資料がないので、確認して回答させていただきます。

委員長：いずれにしても嫌がっている人を無理やり地域移行させる話ではないと思いますので、そこのご懸念は不要かと思われま。ただ全体的な方向性として、施設ではなく、地域で暮らせる力のある方々、あるいはそういう心が芽生えた方々にその道を開くということだろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。こちらでもメールをお待ちしております。

お時間も経っておりますので、次の議題に移らせていただきます。続きまして、障害福祉サービスの見込み量と確保策です。よろしくお願ひします。

事務局：資料の13ページ目、「障害福祉サービス等の見込み量と確保策」をご覧ください。これから実際の障害福祉サービス、各サービスを3年間でどの程度見込んで、どういう形で主として対応し、取り組んでいくかという内容になります。

まず、「1 訪問系サービス」は、前回の会議でも説明したとおり、基本的には障がいのある方、身体障がい、知的障がい、精神障がいすべての障がいの方がすべて右肩あがりが増えてくるという実状があります。基本的な考え方としては、令和元年度の実績が出ておりますので、それに対して、実際の利用率を踏まえて、令和3年度から令和5年度の障がいのある方がどれくらい増えるのかとか、利用人数がどれくらいあるのかというものを総合的に見て、数の設定をさせていただいております。まずサービス見込量の1月あたりというところを見ていただきたいのですが、一例をあげると、「居宅介護（者・児）」、実人数182人の方が、実際にこのサービスを使っていたということです。1月あたり3,890時間使っていたということになります。今後の障がいのある方の推計値などを踏まえると、令和5年度は微増ということで、今後200人弱の方が使われるだろうということ、時間数も3,900から4,000以上になってくると想定しております。それ以外の居宅介護から行動援護にもご意見いただきたいのですが、市としては右肩あがりになっていくだろうと考えているところです。このような状況を踏まえて、14ページ目をご覧ください。具体的な今後3年間の対策としては、今後サービス量の確保が必要であろうということで、具体的にどのようなことをしていくのかということですが、市で現在も実施しているところですが、居宅系事業者の従業員に対して、住宅手当等を支給して浦安市内で働ける環境をつくりたいと考えております。一番下の段、先程からの懸案になっているのですが、医療的ケアが必要な方を居宅介護事業者でどう支援していくのか、人材も不足しているというところもあるので、その方が安全・安心に生活ができるよう、喀痰吸引等の研修にかかる費用は事業者からしてみれば、コストが高いというところもございまして、そういう受講に関する費用の助成を行っていききたいということで、一人あたり50,000円ですが、こういう補助を投入していきたいと考えております。

資料15ページ目、「2 日中活動系サービス」です。サービス概要はご覧になっていただければと思います。次ページは、その日中活動系のサービス見込量（1月あたり）になります。「生活介護」から「短期入所」まであるわけですが、こちらの考え方としては今後、令和3年度以降に障がいのある方がどれくらい増えるのかとか、令和元年度の利用率とか、先程お話のあった地域移行の話、やはり地域移行を進めていくには、就労系の事業所であるとか、短期入所等々も必要となってきますし、

「生活介護」も、例えば特別支援学校の卒業生の支援の場でもありますので、そういうものを総合的に考えて目標設定をしております。例えば、「生活介護」では、令和元年度の実人数で173の方が契約をしてサービスを使っていました。その下の延人日、この人日というのは、例えば、1人が5日間のサービスの利用した場合は5人日になります。5の方が1日のサービスを使った場合も、5人日という考え方で設定しています。実際に「生活介護」は173の方が利用されていて、1月あたり3,344人日の利用があったということです。「生活介護」は、特別支援学校の卒業生の状況などを鑑みて、およそ8名程度の方が今後ご利用されるであろうと考え、令和5年度は205人と目標設定をしています。それと「短期入所（福祉型）」は、令和元年度では59の方が利用されていて、実際1月あたり686人日使われております。今年度11月から短期入所事業所、地域生活支援拠点の中に整備するわけですが、その整備が行えれば、今まで使えなかった方、どうしてもお断りされていた方も利用するであろうということもあります。従って、地域移行の考え方を踏まえた上で、令和5年度は80人くらいの方の利用を見込んでいます。見込み量を確保するための方策としては、日中活動系サービスは、国・県の整備補助なども補助金として使えますので、そうしたものを活用しながら、側面的な支援を行っていきます。具体的には短期入所事業所なども一部運営費補助なども行っていますので、うまく組み合わせ利用ニーズに応じた対応が図られるようにしていきたいと考えています。

18ページ目、「3 居住系サービス」ですが、サービス見込量の「共同生活援助（グループホーム）（者）」をご覧ください。実人数は令和元年度76名ということで、東野の複合福祉施設が今年11月にオープンして、現時点では18床分確保されており、地域移行を図るために、年々約8名分の整理を行っていききたいということで、市の方でも補助を出しながら図っていききたいと考えております。なかなかこのグループホームは、物件の借り上げが難しいという実情等もありますので、その部分でももちろん補助を出していくわけですが、単に補助を出すだけではなく、その仕組みやあり方なども検討しながら、どのようにすれば事業者が運営できる体制になるのかということも踏まえ、検討していききたいと考えております。

20ページ目、「4 相談支援」です。「計画相談支援（者・児）」は、令和元年度208名の方が利用されています。障がいのある方の増加に伴って、サービスを受ける方の増加も見込まれます。「計画相談支援（者・児）」の利用数も増えるということで、令和5年度では216名を見込んでいるところです。今後見込み量を確保するための方策としては、サービス等利用計画を作成する計画相談支援事業所に対して運営費の一部を補助していくということで、実際の計画相談支援事業所に対し、1件計画を作ったら、およそ8,000円から1万円前後の給付費が入るのですが、なかなか給付費だけでは賄いきれないというご意見も複数の事業者からいただいています。そのようなことから、経済的な支援も引き続き行っていききたいと考えております。

21ページ目、「5 障害児支援」です。上から2段目の「児童発達支援」は、実人数151名、延人日1,176ということで、知的障がいのある方や発達障がいのある方が浦安市においても増えているということで、先日の委員会でも報告したところです。これらの方のニーズに対応できるよう、令和5年度157人、延人日1,223の方



の支援が行える方策をとっていきたいと考えています。22 ページ目が具体的な方策になるわけですが、例えば、未就学の障がいのある児童に対して、療育等を行う「児童発達支援」や、就学中の障がいのある児童に対して居場所を提供する「放課後等デイサービス」は、年々増加傾向ということもあり、そうした事業所が計画的に、ある程度整備できる形で支援を行っていきたいと考えております。医療的ケアを必要とする児童の方の受け入れとして、児童発達支援のこども発達センターと、民間の事業所の放課後等デイサービス 1 箇所ずつということもあり、なかなか支援が行き届かず、使いにくいというところもあります。従って、医療的ケアを必要とする方への社会資源も増やしていきたいということから、引き続き喀痰吸引の補助金等も運用しながら整備していきたいと考えております。

23 ページ目、「6 地域生活支援事業」の次の 24 ページは、一部差し替えがありますので、本日配付した議題 2 資料（差し替えページ）をご覧ください。こちらは地域生活支援事業の「(1) 必須事業」です。「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」は、要は障がいのある方の理解を推進するための事業で、こちらは引き続き実施していくということです。それと「相談支援事業」は、委託相談支援となります。今、ソーシャルサポートセンターや障がい者福祉センター等で実施しているわけですが、3 か所ずつ、現行どおり行っていくということ、また、基幹相談支援センターも同様に引き続き実施していくということです。あと、「意思疎通支援事業」における手話通訳者と要約筆記者の派遣は、令和元年度実績 38 件であり、ここは微増になるだろうということで、令和 5 年度は 39 件と見込んでおります。それ以外で伸びると考えているのは「移動支援事業」です。令和元年度では実利用者数 458 人の利用があったのですが、障がいのある方の高齢化であったり、いろいろな活動への参加への多様化も踏まえまして、令和 5 年度では 545 人の方が利用される、約 100 名増加となるであろうと考えています。そのような状況を踏まえて、もとの資料に戻ります。25 ページ目、上から 3 行目、「成年後見制度利用支援事業」のことですが、障がいのある方の権利を擁護するため、補助を受けなければ、なかなか成年後見制度の利用が困難である人に対して、後見費用の一部助成も行っていきたいと考えております。その他の必須事業は、後程、資料を読んでもらいたいと思います。

次、26 ページ目をご覧ください。地域生活支援事業の必須事業に対する「(2) 任意事業」となります。「日中一時支援事業」は浦安市独自で行っている事業ですが、実際、令和元年度実績、実利用者数 388 人だったのが、令和 5 年度ではさらに伸びるだろうということで 402 名の方を考えているところです。「日中一時支援事業」と「訪問入浴サービス事業」の今後のサービスを確保するための方策は、引き続きレスパイト事業が必要と考えております。「日中一時支援事業」は、利用ニーズに応じたサービスが提供できるよう実施していきたいということです。それと「訪問入浴サービス事業」は、重度の障がいのある方が在宅生活を送るための必要不可欠な事業ということで、市でも考えているところです。今後、利用人数に応じたサービスが提供できるように、実施していきたいということで、例えば具体的には、今、本人の希望通り訪問入浴に入ってもらえなかったというところも鑑みて、できるだけ

回数が提供できる体制づくりを考えていきたいと思ひます。

最後 27 ページ目、「7 地域生活支援促進事業」になります。取り組みとしては、すでに実施している事業になります。「障害者虐待防止対策支援事業」で、今、権利擁護センターの方が周知・啓発活動を行いながら対応を図っているということです。また、「医療的ケア児等総合事業」も現在、看護師等を学校に派遣して医療的ケアの必要な児童のケアを行っているわけですが、このような事業を引き続き実施していきたいと考えているところです。駆け足ではありましたが、以上です。

委員長：ありがとうございます。予定の時間は過ぎているのですが、どうしてもご意見この場でという方はいらっしゃいますか。

(特になし)

それでは私の方から。全体を見て、医療的ケアに関しては、障がい児支援の部局の方々が書いているのかなという感じがします。結局、なぜ児童福祉法に位置付けているかと言うと、ポストNICUの問題、旧養護学校ですね、その問題があって、非常に医療的ケア児が急増しているということを受けて、まずは児童福祉法の障がい児支援の中で医療的ケア児の対応を図ることになったわけです。しかし児童は必ず成人するので、大人の支援とセットで考えていかないと、すぐに18年間が経ってしまいます。そこは医療的ケア児等、そこになぜ「等」とついているかということですよ。成人もセットで考えて体制を組んでいくということが根底にないと、間違ってしまうのかなという気がします。こちらの方もご意見いただきたいと思ひます。お願いします。

それでは、事務局から報告事項等がありましたらお願いします。

事務局：以前配付しましたスケジュールどおり、第4回策定委員会は11月26日(木)を予定しております。その時には今回いただいた意見や、第1編、第2編を更新した内容等をご提示したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

委員長：実質1か月ちょっとですので、意見の提出は1週間くらいを目途にお願いできたらと思ひます。ぜひ事務局の方にメールでお願いします。

事務局：第4回の策定委員会は11月末ですが、もう1度、年明けにも委員会がありますので、まだ修正は可能だと思ひます。

委員長：わかりました。パブリックコメントと並行して委員会からも意見を聞きながら進めていくということです。1月くらいまではお時間がありそうですので、とりあえず11月末の委員会資料をつくっていただくために、早めにご意見は提出していただくのが理想ですが、余裕としてはもう少しあるということでした。よろしくお願ひいたします。

それでは、これもちまして、第3回福祉計画策定委員会をこれで終了いたします。本日は、お忙しい中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。

令和2年10月8日(木)  
13:30～15:00  
市役所4階S2～S4会議室

### 第3回浦安市障がい者福祉計画策定委員会次第

1. 開会
  
2. 議題
  - (1) 計画の体系について
  - (2) 障害福祉計画(第2編)について
  
3. 閉会

浦安市障がい者福祉計画（案）（計画期間R3～R5年度）の概要

第1編 障がい者計画

	現状と課題	主な施策の展開内容																							
1 理解と 交流の促進	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H28年に国は障害者差別解消法施行</li> <li>・H28年に市は障がい者差別解消推進条例を施行、障がい者差別解消推進計画を策定</li> <li>・市は、権利擁護センターを設置</li> </ul> <p>(障がい者アンケート結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3年間の差別等の経験 「ある」20.6%</li> <li>・差別されていると感じるとき 「公共施設・交通機関を利用するとき」43.3% 「職場や学校にいるとき」35.5%</li> <li>・障がい理解のために必要なこと 「学校での福祉人材教育の充実」37.8%</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの理解を深める効果的な取組みが必要</li> <li>・障がい者が気軽に参加できる機会が必要</li> </ul>	<p>(1) 相互理解の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①こころのバリアフリーの推進</li> <li>②手話言語の理解及び普及啓発</li> <li>③研修の充実と機会の拡充</li> </ul> <p>(2) 担い手となる市民による支援活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市民による支援活動の推進</li> <li>②地域ぐるみの福祉ネットワークの整備</li> <li>③ボランティア活動の推進</li> </ul> <p>(3) 交流機会の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域で支え合う活動の推進</li> <li>②学校での交流及び共同学習の推進</li> </ul> <p>(4) 差別の解消・権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①差別のないやさしいまちづくりの推進</li> <li>②虐待の未然防止・早期発見</li> <li>③権利擁護の推進</li> <li>④自己決定の尊重と意思形成・意思決定の支援</li> </ul>																							
	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯人員の減少（H6 2.52人→H31 2.11人）</li> <li>・高齢者人口の増加 (H22 19,319人→H27 26,002人(34.6%増))</li> <li>・人口は令和16年(179,217人)をピークに減少</li> <li>・手帳所持者及び自立支援医療受給者の増加</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>R2</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体</td> <td>2,955</td> <td>3,126</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>療育</td> <td>733</td> <td>832</td> <td>34.1</td> </tr> <tr> <td>精神</td> <td>850</td> <td>1,188</td> <td>39.8</td> </tr> <tr> <td>自立支援医療</td> <td>1,535</td> <td>1,918</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>難病</td> <td>977</td> <td>974</td> <td>▲0.3</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内相談支援事業所の不足（R2.7月現在） 新規受入不可～5名以下 13/14事業所</li> <li>・R2年11月に地域生活支援拠点を整備</li> </ul> <p>(障がい者アンケート調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介助者の年齢 「65歳以上」40.3% 「65歳～74歳」22.0%</li> <li>・相談相手 「いない」11.7%</li> <li>・将来の暮らしの課題や不安 「緊急時の対応」34.2% 「費用面」30.5%</li> <li>・平日の過ごし方 「自宅で過ごしている」41.0%</li> <li>・就学や就労をしていない理由 「高齢のため」55.3% 「障がい重いまたは病弱のため」27.7%</li> <li>・今後(将来)希望する暮らし 知的障がいでは「グループホーム」36.4% 精神障がいでは「ひとり暮らし」30.7%</li> </ul> <p>(サービス事業者アンケート調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の充足状況 「やや不足している・不足している」全体の8割</li> <li>・サービスを提供する上での課題 「困難事例への対応が難しい」49.5%</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介助者の高齢化により、より一層福祉サービスの充実が求められている。</li> <li>・計画相談支援事業所が不足しており、量の確保が必要。</li> <li>・高齢障がい者の日中活動の場が求められている。(国指針)</li> <li>・障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制が求められている。(地域生活支援拠点)</li> <li>・福祉人材が不足している。</li> </ul>		H29	R2	増減率	身体	2,955	3,126	5.8	療育	733	832	34.1	精神	850	1,188	39.8	自立支援医療	1,535	1,918	25.0	難病	977	974	▲0.3
	H29	R2	増減率																						
身体	2,955	3,126	5.8																						
療育	733	832	34.1																						
精神	850	1,188	39.8																						
自立支援医療	1,535	1,918	25.0																						
難病	977	974	▲0.3																						

浦安市障がい者福祉計画（案）（計画期間R3～R5年度）の概要

<p>3 保健・医療の充実</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30年10月ギャンブル等依存症対策基本法施行。</li> </ul> <p>(アンケート調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な医療的ケア 「受けている」16.7%</li> <li>・現在、悩んでいること 「健康・病気・治療のこと」36.7%</li> <li>・充実してほしいこと 「保健・医療サービスの充実」20.0%</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの原因となる疾病の予防・治療が必要</li> <li>・疾病の治療を行う際の経済的負担が大きい</li> <li>・今後の成長や自立につながる早期療育が重要</li> <li>・医療的ケアを必要とする方も安心して地域で生活することができる体制づくりが求められている</li> <li>・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められている（国指針）</li> <li>・アルコールなどの依存症対策が求められている（国指針）</li> </ul>	<p>(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・障がいの早期発見</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①障がいの原因となる疾病等の予防の促進</li> <li>②障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期治療の促進</li> <li>③早期療育等の適切な支援</li> </ol> <p>(2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①地域医療体制の充実</li> <li>②保健・医療・福祉の連携体制の強化</li> <li>③精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>④医療費の負担軽減と受診機会の拡充</li> <li>⑤アルコール及び薬物、ギャンブル等の依存症対策の推進</li> </ol>
<p>4 子どもへの支援の充実</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30年7月の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」において、専門医療機関の受診等の体制整備が求められる。</li> </ul> <p>(アンケート調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通園・通学・通所先で困っていること 「能力や障がいに合った支援が不十分」21.5%</li> <li>・学齢期に必要なと思う支援 「障がいの特性に応じた療育・学習支援」62.7%</li> <li>・18歳未満の主な相談先 「家族」72.7%</li> <li>・充実してほしいこと 「就学後療育・教育の充実」「就学・進路指導の充実」が上位</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達段階に応じた支援が求められている</li> <li>・こども一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育等が求められている</li> </ul>	<p>(1) 就学前療育・教育の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①療育支援体制の充実</li> <li>②福祉と教育の連携の強化</li> <li>③保育園・幼稚園における支援体制の充実</li> </ol> <p>(2) 就学後療育・教育の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①個に応じた適切で多様な学びの場の充実</li> <li>②特別支援教育の充実</li> <li>③教職員の資質・力量の向上</li> <li>④学校設備・教材教具の充実</li> <li>⑤特別支援学校の通学支援</li> <li>⑥共生社会に向けたインクルーシブ教育システムの構築</li> <li>⑦放課後・休日支援の充実</li> <li>⑧発達が気になる児童等の支援</li> </ol> <p>(3) 就学・進学相談の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①就学相談体制の充実</li> <li>②進路選択の支援</li> </ol> <p>(4) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①発達段階に応じた支援体制の充実</li> <li>②サポートファイルの活用の推進</li> <li>③医療的ケアが必要な児童への支援体制の推進</li> </ol>
<p>5 雇用・就労支援の推進</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定雇用率（地方公共団体2.5% 企業2.2%）</li> <li>・障害者優先調達法の施行</li> <li>・市障がい者就労支援からの物品等調達方針策定</li> </ul> <p>(アンケート調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の就労意向 「働きたい」36.4% (障害種別：精神56.4%・知的47.8%) (年齢別：65歳未満6割台)</li> <li>・働くために必要なこと 「障がいにあった仕事」20.3% 「勤務時間や日数が調整できる」19.9% 「周囲の障がいへの理解」15.0%</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政・企業においては、障がい者雇用率の達成が求められている中で、仕事先では障がい者の理解が不足している。</li> <li>・一般就労（特例子会社）及び福祉的就労における賃金・工賃上昇の取り組みが求められている。</li> <li>・障がいがあることにより、働きたくても働けない環境となっている</li> </ul>	<p>(1) 就労支援体制の充実と障がい者雇用の促進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①就労支援体制の充実と関係機関との連携強化</li> <li>②障がい者雇用の促進</li> </ol> <p>(2) 福祉的就労の促進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①福祉的就労における就労支援の充実</li> <li>②優先調達の推進</li> </ol>

浦安市障がい者福祉計画（案）（計画期間R3～R5年度）の概要

6 生活環境の整備	<p><b>【現状】</b> (アンケート調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外出の頻度 「ほぼ毎日」46.9%</li> <li>・主な交通手段 「徒歩」58.8% 「バス」33.8%</li> <li>・外出のために必要なこと 「外出時の介助者」41.0%</li> <li>・災害時の備え 「準備をしている」44.4%</li> <li>・災害時の不安 「水や食料が入手できるか」40.2% 「避難所において他人と過ごす」32.6% 「避難所の設備・必要な支援」31.4%</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍における防災対策が求められている</li> <li>・災害時における要配慮者の防災体制が必要</li> <li>・障がい者が地域で生活するための歩行空間等のバリアフリー化は必要</li> </ul>	<p>(1) 安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①災害時要配慮者の支援体制の充実</li> <li>②自主防災組織との連携強化</li> <li>③福祉避難所の機能強化</li> <li>④防災意識の向上の推進</li> <li>⑤緊急時の連絡体制の充実</li> </ul>
		<p>(2) 安全・安心に暮らすことができる防犯体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①関係機関との連携・協力による防犯力の強化</li> <li>②安全で安心できる消費生活の実現</li> </ul>
		<p>(3) 歩行空間・公共施設等のバリアフリーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①安全で快適な道路環境の整備</li> <li>②安全で快適な公共施設の整備</li> <li>③誰にもやさしい公共交通網の充実</li> </ul>
7 自立と社会参加の促進	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律が施行。</li> </ul> <p>(アンケート調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術活動の実施の有無 「している」34.2% 「していない」54.9%</li> <li>・地域活動 「参加している」25.8%</li> <li>・地域活動に参加する際に困ること 「どのような活動があるか分からない」19.5% 「興味のある活動がない」17.9% 「会場までの移動が大変」14.0%</li> <li>・今後やってみたい活動 「文化・芸術」21.7% 「スポーツ・レクリエーション」19.6%</li> <li>・地域活動の参加状況 「ほとんど参加しない」62.3%</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある方が気軽に余暇活動に参加することができる活動の充実と、その活動の周知・啓発</li> <li>・余暇活動に参加できる支援等が必要</li> </ul>	<p>(1) ころ豊かに過ごすことのできる余暇活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①身近な地域における余暇活動の推進</li> <li>②文化・スポーツ・芸術活動の充実</li> <li>③2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取り組み</li> </ul>
		<p>(2) 自主的活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①障がい者団体の支援・育成</li> <li>②意見を発信できる機会の確保</li> </ul>

浦安市障がい者福祉計画（案）（第1編 障がい者計画）施策体系の新旧対照表

《旧》

《新》

方向性 施策性	基本施策 主な施策の展開内容
1 理解と交流の促進	(1) 啓発の推進 ①広報紙等による理解の促進 ②理解と協力の呼びかけ ③啓発活動の推進 ④職員の研修機会の充実
	(2) 担い手となる市民との協働による支援活動の促進 ①市民による支援活動の推進 ②地域ぐるみの福祉ネットワークの整備 ③ボランティア活動の推進
	(3) 交流機会の拡充 ①地域との交流の推進 ②学校での交流及び共同学習の推進
2 福祉・生活支援の充実	(1) 相談支援の充実 ①相談支援体制の充実 ②本人の意思の尊重 ③専門的な相談体制の充実と連携の促進 ④サービス等利用計画作成の質の向上
	(2) 在宅福祉サービスの充実 ①支援の人材の確保 ②利用者の負担軽減 ③福祉サービス情報の周知と利用の促進 ④生活安定のための制度の充実 ⑤在宅生活を支えるサービスの充実
	(3) 日中活動の場の充実 ①既存の日中活動の場の充実 ②日中活動の場の整備
	(4) 住まいの場の充実 ①グループホームの機能を有する地域生活支援拠点の整備 ②グループホームの拡充 ③住宅関係支援の充実 ④入所施設の支援
3 療の充実 保健・医	(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・障がいの早期発見 ①障がいの原因となる疾病等の予防の促進 ②障がいの原因となる疾病等の早期発見体制の充実 ③障がいの早期対応の促進

方向性 施策性	基本施策 主な施策の展開内容
1 理解と交流の促進	(1) 相互理解の推進 ①こころのバリアフリーの推進 ②手話言語の理解及び普及啓発 ③研修の充実と機会の拡充
	(2) 担い手となる市民による支援活動の推進 ①市民による支援活動の推進 ②地域ぐるみの福祉ネットワークの整備 ③ボランティア活動の推進
	(3) 交流機会の推進 ①地域で支え合う活動の推進 ②学校での交流及び共同学習の推進
	(4) 差別の解消・権利擁護の推進 ①差別のないやさしいまちづくりの推進 ②虐待の未然防止・早期発見 ③権利擁護の推進 ④自己決定の尊重と意思決定の支援
2 地域生活支援の充実	(1) 地域の相談支援体制の充実 ①相談支援体制の強化 ②福祉に関する包括的な支援体制の充実 ③専門的な相談支援体制の充実と連携の強化
	(2) 在宅福祉サービスの充実 ①在宅生活を支えるサービスの充実 ②生活安定のための事業の充実 ③利用者の経済的負担軽減とサービスの利用促進
	(3) 福祉用具利用支援の充実 ①補装具費支給事業 ②日常生活用具の給付
	(4) 日中活動の場の充実 ①福祉的就労の場の充実 ②創作活動・生産活動の場の充実
	(5) 多様な住まいの場の確保 ①地域生活支援拠点の充実 ②グループホームの拡充 ③入居支援の充実 ④入所施設の運営支援
	(6) 情報アクセシビリティの向上 ①コミュニケーション手段の選択機会の確保 ②情報通信技術の利用・活用機会の拡大
	(7) 福祉人材の確保・育成支援 ①福祉サービス従業者の処遇改善と離職防止 ②福祉サービス従業者の支援力向上
3 療の充実 保健・医	(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・障がいの早期発見 ①障がいの原因となる疾病等の予防の促進 ②障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期治療の促進 ③早期療育等の適切な支援

浦安市障がい者福祉計画（案）（第1編 障がい者計画）施策体系の新旧対照表

《旧》

《新》

方向性 施策の	基本施策 主な施策の展開内容
	<p>(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①在宅サービスの充実</li> <li>②保健・医療・福祉の連携体制の構築</li> <li>③受診機会の拡充</li> <li>④医療費の助成</li> <li>⑤医療的ケア実施機関の拡充</li> <li>⑥リハビリテーションの拡充</li> </ul>
4 子どもへの支援の充実	<p>(1) 就学前療育・教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①療育支援体制の充実</li> <li>②連携体制の強化</li> <li>③保育園、幼稚園における支援体制の整備</li> </ul>
	<p>(2) 就学後療育・教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特別支援教育の充実</li> <li>②教職員の資質・力量の向上</li> <li>③多様な学びの場の充実</li> <li>④教材教具の充実</li> <li>⑤学校設備・備品の整備</li> <li>⑥特別支援学校の通学支援</li> <li>⑦インクルーシブ教育システム構築と特別支援教育の推進</li> <li>⑧放課後や長期休業中の支援の充実</li> </ul>
	<p>(3) 就学・進学相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①就学相談体制の充実</li> <li>②進路選択の充実</li> </ul>
	<p>(4) ライフステージを通じた支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①支援体制の充実</li> <li>②サポートファイルの活用の推進</li> </ul>
5 雇用・就労支援の推進	<p>(1) 障がい者雇用の推進と就労支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市及び関連機関での雇用の促進</li> <li>②民間事業者での雇用の促進</li> <li>③就労支援体制の充実と関係機関の連携</li> </ul>
	<p>(2) 福祉的就労の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①福祉的就労の場の充実</li> <li>②就労施設等の受注・販売の拡大</li> </ul>
6 生活環境の整備	<p>(1) 歩行空間・建築物の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①道路環境・交通安全施設の整備</li> <li>②公共施設等の整備</li> <li>③法令等の順守及び指導</li> </ul>
	<p>(2) 移動・交通手段の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①移動手段及びサービスの充実</li> <li>②交通機関の福祉的対応の促進</li> </ul>
	<p>(3) 安心・安全に暮らすことができるまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①災害時要援護者への支援</li> <li>②自主防災組織への協力</li> <li>③福祉避難所の機能の強化および人材の確保</li> <li>④福祉用具の備蓄</li> <li>⑤防災意識の向上の推進</li> <li>⑥緊急通報装置等の充実</li> </ul>
7 自立と社会参加の促進	<p>(1) 余暇活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①余暇活動等に対する支援の充実</li> <li>②文化・スポーツ活動の充実</li> <li>③2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組</li> </ul>
	<p>(2) 自主的活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①意見を発信する機会の確保</li> <li>②障がい者団体等の育成・支援</li> </ul>

方向性 施策の	基本施策 主な施策の展開内容
	<p>(2) 医療・保健・福祉の充実と連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域医療体制の充実</li> <li>②保健・医療・福祉の連携体制の強化</li> <li>③精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>④医療費の負担軽減と受診機会の拡充</li> <li>⑤アルコール及び薬物、ギャンブル等の依存症対策の推進</li> </ul>
4 子どもへの支援の充実	<p>(1) 就学前療育・教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①療育支援体制の充実</li> <li>②福祉と教育の連携の強化</li> <li>③保育園・幼稚園における支援体制の充実</li> </ul>
	<p>(2) 就学後療育・教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①個に応じた適切で多様な学びの場の充実</li> <li>②特別支援教育の充実</li> <li>③教職員の資質・力量の向上</li> <li>④学校設備・教材教具の充実</li> <li>⑤特別支援学校の通学支援</li> <li>⑥共生社会に向けたインクルーシブ教育システムの構築</li> <li>⑦放課後・休日支援の充実</li> <li>⑧発達に気になる児童等の支援</li> </ul>
	<p>(3) 就学・進学相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①就学相談体制の充実</li> <li>②進路選択の支援</li> </ul>
	<p>(4) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①発達段階に応じた支援体制の充実</li> <li>②サポートファイルの活用の推進</li> <li>③医療的ケアが必要な児童への支援体制の推進</li> </ul>
5 雇用・就労支援の推進	<p>(1) 就労支援体制の充実と障がい者雇用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①就労支援体制の充実と関係機関の連携強化</li> <li>②障がい者雇用の促進</li> </ul>
	<p>(2) 福祉的就労の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①福祉的就労における就労支援の充実</li> <li>②優先調達の推進</li> </ul>
6 生活環境の整備	<p>(1) 安全・安心に暮らすことができる防災体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①災害時要配慮者の支援体制の充実</li> <li>②自主防災組織との連携強化</li> <li>③福祉避難所の機能強化</li> <li>④防災意識の向上の推進</li> <li>⑤緊急時の支援体制の充実</li> </ul>
	<p>(2) 安全・安心に暮らすことができる防犯体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①関係機関との連携・協力による防犯力の強化</li> <li>②安全で安心できる消費生活の実現</li> </ul>
	<p>(3) 歩行空間・公共施設等のバリアフリーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①安全で快適な道路環境の整備</li> <li>②安全で快適な公共施設の整備</li> <li>③誰にもやさしい公共交通網の充実</li> </ul>
7 自立と社会参加の促進	<p>(1) ころ豊かに過ごすことのできる余暇活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①身近な地域における余暇活動の促進</li> <li>②文化・スポーツ・芸術活動の充実</li> <li>③2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取り組み</li> </ul>
	<p>(2) 自主的活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①障がい者団体の支援・育成</li> <li>②意見を発信できる機会の確保</li> </ul>



浦安市障がい者福祉計画（案）（第1編 障がい者計画）施策体系の新旧対照表

《旧》

《新》

施策の方向性	基本施策 主な施策の展開内容
8 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 権利擁護施策の推進 ①権利擁護の推進 ②成年後見制度の利用の促進
	(2) 虐待の早期発見・防止 ①虐待防止ネットワークの強化 ②障がい者権利擁護センター事業の充実
	(3) 差別の解消と合理的配慮の提供の推進 ①差別解消のための体制整備 ②行政サービスにおける配慮の推進 ③合理的配慮の提供の推進

施策の方向性	基本施策 主な施策の展開内容

## 成果目標

### 項目1 施設入所者の地域生活への移行

#### 国の基本指針（考え方）

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

#### 市の考え方

○国の基本指針に基づき、以下の目標を設定します。

項目	目標
地域移行者数	令和元年度末時点の施設入所者数54人に施設入所を整備した6人を加えた60人のうち、令和5年度末までに6%（4人）以上の人を地域生活に移行する。
施設入所者数の削減	令和元年度末時点の施設入所者数54人に施設入所を整備した6人を加えた60人のうち、令和5年度末までに1.6%（1人）以上減らし59人以下にする。

#### 【目標達成のための取り組み】

施設入所等から地域生活への移行には、障がいのある人の希望に応じ、ひとり暮らしや家族との暮らし、共同生活援助（グループホーム）での暮らしなど、多様な住まい方を支援するとともに、日常的な相談支援や日中における活動の支援、緊急時の対応など、総合的に対応できる体制が必要です。

市では、令和2年11月に地域生活支援拠点の機能を有する東野地区複合福祉施設を整備し、施設入所者等の地域移行を包括的に支える体制を整備してきました。

障がいのある人が住み慣れた地域で自立して生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点の機能の充実を図るとともに、障がいのある人の住まいの場を確保するため、引き続き、グループホームを整備する事業者に対し、整備に係る費用の一部を助成するなど、計画的にグループホームの整備を行います。

また重度の障がいのある人は、グループホームへの入居が困難な状況もあることから、障がいの特性に応じたグループホームについても整備促進を図りま

す。

さらに障がいのある人が希望する一人暮らしなどを実現するとともに、居住の安定を確保するため、住宅セーフティネットの構築に取り組みます。

## 国の基本指針（考え方）

- 精神障がいのある人の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

## 市の考え方

〇市では、精神に障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、関係機関と連携を図りながら、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

## 【目標達成のための取り組み】

精神障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを送るためには、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の支え合い、教育などが包括的に確保されることが必要です。

そのためには、福祉サービスや住まいなど、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市や福祉サービス事業者などが、精神障がいのある人の地域生活に関する相談に応じられるよう、関係機関による協議の場を通じるなどして、連携を図りながら支援体制を構築する必要があります。

本市においては、令和2年11月に精神障がいのある人の地域生活を地域全体で支える包括的な支援体制を進めるため、東野地区複合福祉施設内に地域生活支援拠点の機能を有する多機能拠点を整備したところです。

今後は、この多機能拠点と基幹相談支援センターが連携を強化しながら、地域生活支援拠点の機能の充実に努めます。

また、精神障がいのある人は、将来、ひとり暮らしを希望されたり、就労及び日中活動の場における相談支援などを希望されることが多いことから、住宅セーフティネットの構築を図るための庁内関係各課で検討を行うとともに、計画的にグループホームを整備するなど、引き続き、住まいの場の確保に努めます。

さらに、保健・福祉等の関係者の協議の場である自立支援協議会などを活用するなどして、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を進めます。

項目	活動指標
地域包括ケアシステムを構築するための協議の場の開催回数	年1回以上
地域包括ケアシステムを構築するための協議の場の参加者数	20人以上
地域包括ケアシステムを構築するための協議の場における目標設定と検証実施	年1回以上実施

## 国の基本指針（考え方）

- ・ 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間に、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上、運用状況を検証・検討することを基本とする。

## 市の考え方

○障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、地域の体制づくりなどの居住支援のための機能を有し、地域生活支援拠点の中核を担う多機能拠点を、令和2年11月に東野地区複合福祉施設内に整備しました。今後は地域生活支援拠点の機能の充実に図るため、自立支援協議会を活用するなど、年1回以上、運用状況を検証・検討します。

## 【目標達成のための取り組み】

地域生活支援拠点の機能を有する東野地区複合福祉施設内のグループホーム及び短期入所（ショートステイ）の多機能拠点と、基幹相談支援センターを中心に、障がいのある人の地域生活を支える仕組みを構築します。

また、地域生活支援拠点の機能強化を図るため、自立支援協議会などを活用するなどして運用状況を検証、検討しながら、地域の実情に合わせた支援体制を構築します。

項目	活動指標
地域生活支援拠点設置個所数	1箇所
機能検証の実施回数	年1回以上運用状況の検証・検討を実施

## 国の基本指針（考え方）

- 一般就労への移行者数を令和元年度の 1.27 倍以上とする
  - うち 就労移行支援を通じた移行者数：1.30 倍以上とする
  - 就労継続支援 A 型を通じた移行者数：概ね 1.26 倍以上
  - 就労継続支援 B 型を通じた移行者数：概ね 1.23 倍以上
- 就労定着支援の利用者：一般就労への移行者のうち、7 割以上が利用する
- 就労定着率 8 割以上の就労定着支援：7 割以上とする

## 市の考え方

〇国の基本指針に基づき、以下の目標を設定します。

項目	成果目標
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等※1 を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の 1.27 倍以上かつ就労系サービスの目標の合計値以上 【令和元年度実績】7 人 【令和 5 年度目標】9 人以上
	うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の 1.3 倍以上 【令和元年度実績】3 人 【令和 5 年度目標】4 人以上
	うち就労継続支援 A 型事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の 1.26 倍以上 【令和元年度実績】3 人 【令和 5 年度目標】4 人以上
	うち就労継続支援 B 型事業を通じて一般就労に移行する者 令和元年度実績の 1.23 倍以上 【令和元年度実績】1 人 【令和 5 年度目標】2 人以上
就労定着支援事業利用者数	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者 【令和 5 年度目標】 7 割以上
就労定着率※2	就労定着支援事業の就労定着率※2 【令和 5 年度目標】 就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上

※1 「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」をいう。

※2 過去 3 年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう

## 【目標達成のための取り組み】

障がいのある人が、その能力と適正に応じた雇用の場に就き、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるような社会を実現するためには、雇用対策を総合的に推進することが必要です。

このような中で、事業主には、従業者の一定割合（法定雇用率）以上の障がい者雇用が義務付けられ、民間企業では 2.2%、国や地方公共団体は 2.5%以上の障がいのある人を雇用する必要があります。

また職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も少なくないことから、多様な雇用の場の創出や職場定着支援等の充実が求められているところです。

このような中で、千鳥地区のワークステーションでは、特例子会社や福祉的就労の場、就労の相談支援等を行う就労支援センターを設置し、障がい者雇用を総合的に推進しているところです。

千鳥地区ワークステーションにおいては、引き続き、障がいのある人の雇用の場としての充実を図るとともに、就労支援センターにおいては、就労相談や職場実習、職場開拓、職場定着支援、離職者支援等を行うなど、障がいのある人の就労支援と、企業が障がいのある方を安心して雇用できるための企業支援を行い、障がいのある人と企業との懸け橋となります。

また、市内に居住する障がいのある人を雇用する事業主に対し、雇用奨励金を交付するなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図ります。

さらに市では、引き続き、障がいのある人の雇用拡大に努めます。

市内の就労移行支援及び就労継続支援などを運営する事業者に対しては、運営費の一部を補助するなど、重度の障がいのある人の就労の場の確保に努めます。



## 国の基本的指針（考え方）

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置するとともに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

## 市の考え方

○国の基本指針に基づき、以下の目標を設定します。

項目	成果目標
児童発達支援センターの設置	令和元年度：1か所 → 令和5年度：1か所
保育所等訪問支援の実施	令和元年度：2か所 → 令和5年度：2か所 (必要とする保育所等の全数)
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	令和元年度：2か所 → 令和5年度：3か所 (令和5年度内訳：児童発達支援1か所 放課後等デイサービス2か所)
協議の場の設置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する
コーディネーターの配置	医療的ケア児等に関するコーディネーター1人配置

## 【目標達成のための取り組み】

障がいのある児童が健やかに育つためには、地域で子育てをすることができる環境を整備することが大切です。

未就学の障がいのある児童に対し療育等を行う児童発達支援や、就学中の障がいのある児童に対し放課後等の居場所を提供する放課後等デイサービスの事業所は増加傾向にある中で、引き続きサービス質の向上を図る必要があります。

また重度の障がいや医療的ケアを必要とする児童を支援する環境整備や、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関を確保することも必要であると考えられます。

市では児童発達センターの機能を有する「こども発達センター」を設置し、中核的な療育支援施設として個別療育や集団療育を行うとともに、保育園及び幼稚園等を訪問し、保育園等の職員に対して、集団生活に適應するための支援方法等の指導を行う保育所等訪問支援を実施しています。

こども発達センターにおいては、引き続き、個別療育や集団療育、保育所等訪問支援などを行いながら療育支援の充実に努めます。また医療的ケアを必要とする児童を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス等を運営する事業者に対しては、引き続き、運営費の一部を補助するなど、さらなる地域における療育環境の充実に努めます。

また自立支援協議会等を活用するなどして、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置についても検討を行います。

本市では、子育て家庭における核家族が多く、核家族化も進展する中で、日頃から相談をしたり、不安を分かちあえるようなつながりは希薄になってきています。

このような中で、こどもの発達に課題や不安を持つ保護者も増えており、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制について検討を行います。

## 国の基本指針（考え方）

- ・各市町村又は各圏域で、総合的・専門的な相談支援体制の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

## 市の考え方

○地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」において、総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援体制強化の取組み、後方支援、住宅入居等支援を行うなど、地域の相談支援体制の強化を図ります。

○複合化・複雑化した課題や制度の挟間で支援の届かない課題に対し、的確に対応することができるよう、包括的な相談支援体制のあり方について検討します。

## 【目標達成のための取組み】

障がいのある人が住み慣れた地域の中で、自立して生活を送るためには、地域の相談支援体制の充実が必要です。

市障がい福祉課、基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業所、身体障がい者・知的障がい者相談員などが連携を図りながら、地域の相談支援体制の充実に努めます。

また基幹相談支援センターでは、困難事例の対応や地域の相談支援事業所の後方支援、連携会議や事例検討会等の開催による地域の相談支援事業者の人材育成等を行うなど、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。

さらに基幹相談支援センターの機能の強化を図るため、自立支援協議会を活用するなどして、基幹相談支援センターの運営状況を検証、検討しながら、地域の実情に合わせた相談支援体制を構築します。

加えて地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、包括的な相談支援体制のあり方について検討を行います。

## 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

### 国の基本指針（考え方）

- 各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。

### 市の考え方

- 利用者にとって真に必要とされる質の高いサービスが提供されるよう、各種研修会を活用するとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等を福祉サービス事業所と共有を図り、サービスの質の向上に努めます。
- 地域生活支援事業のうち市事業である移動支援や日中一時支援などについては、定期的に集団指導や実地指導を行いながら、サービスの質の向上に努めます。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」については、自立支援協議会を活用するなどして、運営状況を検証しながら、サービスの質の向上に努めます。
- 医療的ケアが必要な人や行動障がいのある人などに対して、専門的な対応を行えるよう、地域生活支援拠点の機能を有する多機能拠点を中心に、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行います。

### 【目標達成のための取り組み】

利用者一人ひとりのニーズに的確に対応できるよう、質の高いサービスが安定的に提供されることが求められています。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析するなどして、その結果を活用しながら、サービス事業所と共有する場を設置します。

市や千葉県等が開催する研修会へ、サービス事業所職員の参加を促すとともに、サービス事業所を対象とした説明会や自立支援協議会などを活用し、情報提供や共有を図りながら、サービスの質の向上に努めます。

またサービス事業所に対し、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を

受けるよう、普及啓発を行います。

さらに地域生活支援事業のうち市事業である移動支援や日中一時支援等については、定期的に集団指導や実地指導を行いながら、サービスの質の向上に努めます。

加えて医療的ケアが必要な人や行動障がいのある人に対し、専門的な対応を行うことができるよう、サービス事業所等と連携を図りながら、支援体制を構築するとともに、専門的な対応ができる人材の養成を行います。

# 障害福祉サービス等の見込み量と確保策

## 1 訪問系サービス

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護（者・児）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護（者）	重度の肢体不自由者及び重度の知的・精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅や病院等で入浴、排せつ、食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護（者・児）	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護（者・児）	知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難を有する人が外出するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援（者・児）	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

※表中の「（者）」は「障がい者」、「（児）」は「障がい児」であり、それぞれが利用できるサービスです。

### 【サービス見込量（1月あたり）】

サービス名	単位	令和元年度 （実績値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	実人数	182	185	187	189
	時間数	3,890	3,964	3,998	4,032
重度訪問介護	実人数	6	7	7	7
	時間数	2,185	2,549	2,549	2,549
同行援護	実人数	17	17	17	17
	時間数	189	189	189	189
行動援護	実人数	7	7	7	7
	時間数	425	425	425	425

※重度障害者等包括支援については、利用ニーズや市全体の社会資源等の状況を踏まえ、重度訪問介護等により支援を行うなどのことから、サービス利用の見込みは無いものとします。

### 【見込み量を確保するための方策】

施設や病院から地域生活への移行を推進していくうえで、今後も訪問系サービ

スの果たす役割は、ますます大きくなることが予想されます。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、訪問系サービスの需要に応じたサービス量の確保が必要となります。

今後においては、サービス事業者と連携を図りながらサービスの提供基盤の整備を推進するとともに、訪問系サービスの充実を図ります。

特に、行動援護及び同行援護については、市内の訪問系サービス事業所や、介護サービス事業所、そして新たな事業者の事業参入についても促進を図ります。

また、従業者に住宅手当を支給している福祉サービス事業所に対し、引き続きその費用の一部を補助するなど、人材の確保や離職防止に努めます。

さらに居宅介護事業所の従業者が、医療的ケアを必要とする人の支援を安全に行えるよう、引き続き喀痰吸引等研修の受講に要する費用の一部を助成するなど、人材の確保とサービスの質の向上に努めます。

## 2 日中活動系サービス

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護（者）	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）（者）	対象：身体障がい者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練（生活訓練）（者）	対象：知的障がい者・精神障がい者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援等を行います。
就労移行支援（者）	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（者）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供する就労継続支援A型事業と雇用契約を結ばない就労継続支援B型事業があります。
就労定着支援（者）	一般就労へ移行した人に、就労や就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した方が対象）
療養介護（者）	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所（者・児）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

※表中の「（者）」は「障がい者」、「（児）」は「障がい児」であり、それぞれが利用できるサービスです。



【サービス見込量（1月あたり）】

サービス名	単位	令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実人数	173	189	197	205
	延人日	3,344	3,653	3,808	3,963
自立訓練 (機能訓練)	実人数	2	2	2	2
	延人日	33	33	33	33
自立訓練 (生活訓練)	実人数	7	7	7	7
	延人日	91	91	91	91
就労移行支援	実人数	56	57	58	58
	延人日	920	937	953	953
就労継続支援 (A型)	実人数	57	58	58	59
	延人日	1,089	1,108	1,108	1,108
就労継続支援 (B型)	実人数	175	191	199	207
	延人日	2,740	2,991	3,116	3,242
就労定着支援	実人数	18	18	18	19
療養介護	実人数	7	7	7	7
短期入所(福祉型)	実人数	59	79	79	80
	延人日	686	919	919	930
短期入所(医療型)	実人数	1	1	1	1
	延人日	2	2	2	2

【見込み量を確保するための方策】

日中活動系サービスは、身の自立及び就労などを目指した訓練や、地域における社会参加を促進する場として必要なサービスです。

市では、令和2年8月に東野地区複合福祉施設内に特別支援学校の卒業生の進路先のひとつでもある生活介護事業所や、発達障がいのある人の創作活動の場として地域活動支援センターⅠ型を整備しました。また同年11月に地域生活支援拠点の機能を有する短期入所（ショートステイ）も整備したところです。

今後においても、障がいのある人が住み慣れた地域で自立して生活することができるよう、日中活動系サービスを提供する事業所を計画的に整備するため、国・千葉県の施設整備に係る補助金を活用するとともに、市でも側面的支援を行います。

また重度の障がいがあっても、日中活動系サービスを利用することができるよう、引き続き、福祉サービス事業所に対し、運営費の一部を補助するなど、サービスの充実に努めます。

さらに障がいのある人が住み慣れた地域で自立して生活できるよう、東野地区複合福祉施設内に設置した地域生活支援拠点の機能を有する多機能型拠点や、基幹相談支援センターを中心に、地域生活支援拠点の機能強化を図ります。

### 3 居住系サービス

#### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立生活援助（者）	障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整など、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）（者）	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要がある方には、介護サービスも行います。
施設入所支援（者）	施設に入所する人に、夜間や休日における、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### 【サービス見込量（1月あたり）】

サービス名	単位	令和元年度 （実績値）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実人数	2	3	3	4
内、精神障がい者の自立生活援助	実人数		2	2	2
共同生活援助	実人数	76	107	115	123
内、精神障がい者の共同生活援助	実人数		37	40	42
施設入所支援	実人数	54	60	60	59

#### 【見込み量を確保するための方策】

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、希望に応じた住まいの場の確保が必要です。

しかしながら、市内でグループホームに転用できる物件の確保が困難であることなどから、現在は障がいのある人のニーズに応じた十分なサービスが提供されていないのが状況です。

このようなことから、グループホームを整備する事業者に対し、国や千葉県の実備に係る補助金などを活用するとともに、市でも整備に係る費用の一部を補助するなど、グループホームの計画的な整備を図ります。

また小規模なグループホームを運営する事業者に対し、運営に係る費用の一部を補助するなど、安定的な運営ができるよう側面的支援を行います。

さらに重度や強度行動障がいのある人なども利用できるグループホームの整備についても検討を進めながら、整備促進を図ります。

施設入所を必要とする障がいのある人に対しては、安心して生活を送ることができるよう、令和2年度に市外の入所施設に緊急枠として6床分整備しました。

施設入所者については、令和2年11月に整備した地域生活支援拠点の機能を有する多機能拠点を活用しながら、計画的に地域移行が図られるように努めます。

## 4 相談支援

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援 (者・児)	障がいのある人が障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
地域移行支援(者)	施設入所や入院等をしている障がいのある人に対して、住居の確保や、地域生活への移行等について、相談などの必要な支援を行います。
地域定着支援(者)	居宅でひとり暮らしをしている障がいのある人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

### 【サービス見込量（1月あたり）】

サービス名	単位	令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実人数	208	212	214	216
地域移行支援	実人数	1	3	3	4
内、精神障害者の地域移行支援	実人数		2	2	2
地域定着支援	実人数	1	3	3	4
内、精神障害者の地域定着支援	実人数		2	2	2

### 【見込み量を確保するための方策】

障がいのある人が住み慣れた地域で希望する生活を送るためには、身近な地域で相談を受けることができる環境づくりが必要です。

基幹相談支援センターが中核的な相談機関として、地域の相談支援事業所をバックアップするなどして基本相談支援を強化するとともに、サービス等利用計画を作成する計画相談支援事業所に対しては、運営費の一部を補助するなど、サービスの拡充を図ります。

またサービス等利用計画の質の向上を図るため、市では定期的に集団指導・実地指導を実施するとともに、相談支援事業所の相談支援専門員等が参加する会議において事例を検証するなど、サービスの質の向上に努めます。

## 5 障害児支援

### 【事業の概要】

事業名	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する際の利用計画の作成から、利用後のモニタリングを一定期間ごとに行うなどの支援を行います。
児童発達支援	障がいのある未就学児に対して、日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障がいのある子どもに対して、日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等の支援や治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	障がいのある子どもが通う保育所等に訪問し、子どもや職員に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障がいのある子どもで、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問して児童発達支援を行います。
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘察し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

### 【事業の量の見込み（1月あたり）】

サービス名	単位	令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童相談支援	実人数	158	161	162	164
児童発達支援	実人数	151	154	155	157
	延人日	1,176	1,200	1,207	1,223
医療型児童発達支援	実人数	0	0	1	2
	延人日	0	0	4	8
放課後等デイサービス	実人数	251	255	258	260
	延人日	2,334	2,371	2,399	2,418
保育所等訪問支援	実人数	10	10	10	10
	延人日	10	10	10	10
居宅訪問型児童発達支援	実人数	0	0	1	2
	延人日	0	0	4	8
コーディネーターの配置	実人数	0	0	1	1

## 【見込み量を確保するための方策】

障がいのある児童が地域で健やかに育つためには、子育てをすることができる環境を整備することが大切です。

未就学の障がいのある児童に対し療育等を行う児童発達支援や、就学中の障がいのある児童に対し放課後等の居場所を提供する放課後等デイサービスについては、利用ニーズが年々増加傾向にあることから、その利用ニーズに対応するため、サービス量の適正な確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。

また「浦安市子ども・子育て支援総合計画」と連携を図りながら、児童発達支援センターとしての機能を持つ「こども発達センター」を中心に、早期療育と障がい児支援体制の充実を図ります。

さらに重度の障がいや医療的ケアを必要とする児童の利用ニーズにも対応した環境の整備を図ります。

## 6 地域生活支援事業

### (1) 必須事業

#### 【事業の概要】

事業名	内 容
理解促進研修・啓発	障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を地域住民に対して行います。
自発的活動支援	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
相談支援	障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。また、自立支援協議会相談支援部会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
成年後見制度法人後見支援	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者であり、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について助成を行います。
意思疎通支援	障がいにより意思疎通を図ることに支障のある人に、手話通訳や要約筆記により、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等	障がいのある人に対し、日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修	手話意思疎通支援を行う人の養成を行います。
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行い、自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター	障がいのある人に相談支援事業を総合的に行うとともに、機能訓練、社会適応訓練、創作活動の機会、食事、入浴サービスなどを提供します。



【事業の量の見込み】

＜必須事業＞

事業名		令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施	実施	実施	実施
相談支援事業		3か所	3か所	3か所	3か所
障害者相談支援 基幹相談支援センター等機能強化事業	障害者相談支援	1か所	1か所	1か所	1か所
	基幹相談支援センター	実施	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業（実人数） ※実利用件数		14件	16件	17件	17件
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施	実施
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (利用件数/月)	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (利用件数/月)	31件 (手話26件) (要約12件)	38件 (手話38件) (要約12件)	38件 (手話26件) (要約12件)	39件 (手話27件) (要約12件)
	手話通訳者設置事業	1か所2人	1か所2人	1か所2人	1か所2人
日常生活用具給付等事業（件数/年間）					
介護・訓練支援用具		12件	12件	12件	12件
自立生活支援用具		22件	22件	22件	22件
在宅療養等支援用具		17件	17件	17件	17件
情報・意思疎通支援用具		45件	45件	46件	46件
排泄管理支援用具		922件	925件	933件	941件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		6件	6件	6件	6件
手話奉仕員養成研修事業（実人数） ※養成講習修了人数		14人	16人	17人	18人
移動支援事業	実利用者数	458人	536人	540人	545人
	延利用見込時間	48,793時間	49,722時間	50,147時間	50,578時間
地域活動支援センター 機能強化事業	市内センター利用	3か所	3か所	3か所	3か所
	市外センター利用	1か所	1か所	1か所	1か所

【見込み量を確保するための方策】

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて柔軟に対応することのできる地域生活支援事業は重要です。

障がいや障がいのある人の理解を深めるため、研修会などを開催し、周知啓発に努めるとともに、障がいのある人と地域住民等が相互理解を深められるよう、地域等が自発的に行う活動を支援します。

地域の相談支援体制を充実させるため、基幹相談支援センターの機能強化を図

るとともに、自立支援協議会などを活用し、相談支援体制やネットワークの構築を図ります。

障がいのある人の権利を擁護するため、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象にその費用を助成するとともに、市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修を開催します。

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の意思疎通を仲介するため、市役所内に手話通訳者を設置するとともに、手話通訳や要約筆記を行う者の派遣を行います。

障がいのある人の日常生活の利便を図るため、自立生活支援用具等日常生活用具の給付等を行います。

意思疎通を手話で意思疎通支援を行う人を養成し、手話言語等の普及を図ります。

移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行います。

障がいのある人の創作活動や、生産活動の提供、社会との交流の促進を図るため、地域活動センターを設置し機能強化を図ります。

## (2) 任意事業

### 【事業の概要】

事業名	内 容
日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障がいのある人の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。
訪問入浴サービス事業	重度の身体障がいのある人の居宅を訪問し、入浴サービスを行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

### 【事業の量の見込み（年間）】

#### <任意事業>

事業名		令和元年度 (実績値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	年間利用時間	133,539	136,081	137,244	138,423
	実利利用者数	388	395	399	402
訪問入浴サービス事業	年間利用回数	475	550	575	600
	実利用者数	10	10	10	10

### 【見込み量を確保するための方策】

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて柔軟に対応することのできる地域生活支援事業は重要です。

その中でも、日中一時支援事業は、障がいのある人の家族等の一時的な休息を支援する必要な事業であり、また訪問入浴サービス事業は、重度に障がいのある人が在宅生活を送るための必要な事業であることから、利用ニーズに応じたサービスが提供できるよう体制整備を図ります。

また日中一時支援事業については、定期的に集団指導や実地指導を行いながら、サービスの質の向上を図ります。

## 7 地域生活支援促進事業

### 【事業の概要】

事業名	内 容
障害者虐待防止対策支援事業	障がいのある人への虐待を防止するための連携体制の整備や啓発活動を行います。
医療的ケア児等総合事業	医療的ケアを必要とする児童の地域における受入れが促進されるよう、体制整備を行います。
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用促進のため、普及啓発事業を行います。
発達障害児等及び家族等支援事業	ペアレントメンターの養成や、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング、ピアサポートの推進及び青少年の居場所作り等を行い、発達に障がいのある人及びその家族に対する支援体制を構築する。

### 【事業の量の見込み（年間）】

事業名	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者虐待防止対策支援事業	実施	実施	実施	実施
医療的ケア児等総合事業	実施	実施	実施	実施
成年後見制度普及啓発事業	実施	実施	実施	実施
発達障害児等及び家族等支援事業	実施	実施	実施	実施

### 【見込み量を確保するための方策】

障がい者虐待を防止する取り組みとして、相談支援事業所などの関係機関との連携強化や、市民や福祉サービス事業所等への周知啓発は重要です。

市では、障害者差別解消法の施行を受けて、市独自の障害者差別解消推進条例を制定し、障がい者虐待と差別を一体的に対応する「障がい者権利擁護センター」を設置しました。

今後も、障がい者虐待に係る相談及び対応、障がい者虐待を防止するための関係機関との連携体制の強化、そして市民や福祉サービス事業所に対し、周知啓発を図ります。

看護師を学校等に派遣する巡回訪問看護事業を実施し、医療的ケアの必要な児童の地域生活支援の向上を図ります。

また成年後見制度については、認知が進まず、制度の利用にまで至らない状況にあります。今後は成年後見制度の普及啓発を行い、利用促進を図ります。

青少年発達サポートセンターを設置し、ペアレントトレーニングや青年期の居

場所を提供するなど、発達障がいのある児童及びその保護者に対する支援体制の構築を図ります。